

熊本県後期高齢者医療広域連合会計管理者の職務を代理する順序を定める規則

平成 19 年 2 月 1 日

規 則 第 2 0 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 170 条第 3 項の規定に基づいて会計管理者の職務を代理する順序は、次のとおりとする。

第 1 順位 会計室長の職にある者

第 2 順位 会計室長に次ぐ上席の職にある者

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 平成 19 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間においては、この規則中「地自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 170 条第 3 項」とあるのは「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 170 条第 6 項」と、「会計管理者」とあるのは「収入役」と読み替えるものとし、収入役の事務については事務局次長が兼掌するものとする。

附 則（令和 6 年 3 月 27 日規則第 2 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。